

# Progress ~ 進歩

## 事務所通信 一期一会

### 謹んで新春のご挨拶を申し上げます

あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

昨年8月末に代表となり、おかげさまで2年目を迎えることができました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。昨年は最低賃金引き上げへの対応、定額減税などの法改正など、企業経営において様々な課題に直面する一年でした。そのような中で、私たちはお客様に寄り添い、タイムリーで感動的な最良のサービスを提供することに努めてまいりました。2025年も、この理念をさらに深化させ、皆様の経営に安心と希望をもたらす存在となるべく、日々研鑽を重ねてまいります。激動の時代だからこそ、私たちは皆様の良きパートナーとして、共に歩み、共に成長していきたいと考えております。本年も、お客様の笑顔と成功を第一に考え、社会に貢献できる税理士事務所を目指してまいります。

皆様のご多幸とご発展を心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年 元旦 代表社員 税理士 鳥越俊佑

皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます

昨年は、税制改正や経済情勢の変化など、私たち税理士を取り巻く環境も大きく変動いたしました。このような時代だからこそ、私どもは日々の研鑽を怠らず、お客様のニーズに的確にお応えできるよう、一層の努力を重ねてまいります。本年も、お客様の財務の健全性と事業の発展に寄与できるよう、誠心誠意尽力してまいります。

本年が皆様にとって実り多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

平松和美

2025年は巳年。へびは、前に進むために、右へ左へと、うなうねと体を動かしながら、目標のところへ到着するように見えます。私も、これで良いのか、あちらの方が良いのかと考えながらも、最終的には、目標へ届くようにしたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅佐知子

あけましておめでとうございます。

本年もお客様の会社を会計で強くしていただけるよう、全力でお力添えできるよう努めてまいります。

まだまだ至らぬ点もございますが、できる限りお客様のニーズにお応えできるよう、日々精進してまいります。本年も宜しく願い致します。

山崎亜紀

新年あけましておめでとうございます。

今年は巳年ということで、今年は更に、やる気と元氣はへびに精一杯頑張ります！！

まだまだ力不足ではございますが、皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

本年もご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

河本朝香

あけましておめでとうございます。

今年は脱皮しながら成長し皆様のお役に立ちたいと思っております。

皆様のもとへへび級の幸せが訪れますよう心よりお祈り申し上げます。

あけましておめでとうございます。

今年は巳年です。皆様にたくさんの福をよび込む年になりますようお祈り申し上げます。常に向上心を持って、一層皆様のお力になれるよう努力して参ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

山本幸子

あけましておめでとうございます。

私が入社してはや一年が経ちました。

未経験での業界でしたので、毎日が勉強であつという間に一年が過ぎてしまいましたが、今後もさらに成長し、皆様の役に立てるよう努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

杉井瑞季

新年あけましておめでとうございます

昨年の8月から育休より復帰をしております

より一層の精進を重ねてまいりますので改めて、よろしくお祈り申し上げます。

三宅美見子

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

2024年8月末に三宅税理士法人の代表を鳥越にバトンタッチ致しましたが、私自身、現在も三宅税理士法人に在籍しており、体力、氣力共に充実しています。毎日、元氣でやらせて頂いていますので、経営相談、人生相談など、何でも相談に乗らせて頂きます。アッ、税務相談もでした(笑) 今年もお客様のお役に立てるよう全力投球させていただきますので、お気軽にお声がけをお願い致します。

私は、税理士資格を取得して38年になります。その間、大きな病気を患う事無く過ごす事が出来たことは、有り難い事だなーと、しみじみと感じています。会社も元氣、人も元氣、元氣がいちばんです！

皆様も健康にはご留意され2025年が、輝かしい年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

税理士 三宅孝治

### 年収の壁について ~ 現行のボーダーライン ~

「年収の壁」に関するまとめ

壁の種類	パートタイム労働者本人への影響	パートタイム労働者の配偶者もしくは世帯における影響	
①税金に関わる壁	100万円の壁 <small>(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)</small>	住民税の発生	← 手取りに影響なし
	103万円の壁	所得税の発生	← 手取りは逆転しない
	150万円の壁	配偶者特別控除が満額(38万円)適用できなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額	← 世帯の手取りは逆転しない
	201万円の壁	配偶者特別控除の対象ではなくなる	← 世帯の手取りは逆転しない
②社会保険に関わる壁	106万円の壁	お勤め先によって社会保険加入の対象健康保険・厚生年金保険の保険料の支払いが発生	← 手取りに影響あり
	130万円の壁	国民年金・国民健康保険の保険料の支払いが発生	← 手取りに影響あり

社会保険適用範囲	対象	令和6年9月まで	令和6年10月～(現行)	年収106万円、130万円の壁の算定対象となる収入
企業規模		被保険者の総数が常時101人以上	被保険者*の総数が常時51人以上	基本給 諸手当
短時間労働者の労働時間		1週の所定労働時間が20時間以上		家族手当 通勤手当 など
短時間労働者の賃金		賃金の月額が8.8万円以上		時間外手当 通勤手当 など
短時間労働者の勤務期間		継続して2か月を超えて使用される見込み		賞与 など
短時間労働者の条件		学生ではない(夜間の学生などは対象)*		不動産収入 事業収入 配当収入 など

\*被保険者総数は厚生年金保険の被保険者数でカウント  
\*学生であっても社保に加入の対象になることもあります(4分の3基準)



令和6年確定申告を依頼してくださっているお客様へ

確定申告の資料を令和7年1月25日までにご準備くださるようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、担当者へご連絡ください。

### <Vision> <1月スケジュール>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」  
今月の開催日は 1月16日(木) です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針所や行動計画を作成していただいています。  
まだ参加されたことのない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月16日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月10日(金)
2月13日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月7日(金)
3月以降は開催日が未定となっております		

日	金	内容
10	金	*12月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
16	木	*経営計画書作成セミナー:Vision
20	月	*源泉所得税(7月-12月分の納付期限(納期特例届出書提出者))
31	金	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*消費税(毎月納付11月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)
		*法定調書合計票の提出期限(税務署)
		*給与支払報告書の提出期限(市町村)
		*償却資産申告書の提出期限(市町村)

当社は赤い羽根共同募金  
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています